

第2回 仁淀川流域住民の意見を聴く会

【いの町会場】

議事録

平成 25 年 7 月 27 日（土）

15:00～17:00

かんぼの宿伊野

1. 開 会

○司会 定刻となりました。

本日は、週末の大変お忙しい中、ご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、いの町会場での第2回仁淀川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所総務課長の半田でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。受付でお渡ししました資料をご覧ください。茶色の封筒に入っております資料でございます。

まず、A4、1枚紙で議事次第。続きまして、タイトルが「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」でございます。それから、右肩、「資料-1」と表示しております「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方について」。それから、右肩、「資料-2」と表示しております「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に関する説明資料」。それから、厚手の冊子になっておりますが、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」。カラー印刷でございますが、「仁淀川ニュースレター」。そして、最後に、A4の1枚紙でございますが、意見記入用紙。

配布資料は以上です。

不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けくださいますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか？

では、次に、参加者の皆様へのお願いを申し上げます。

本日の会は公開で開催されております。本日頂いたご質問・ご意見につきましては、速記録を作成しまして、後日、お名前を除いた形でホームページやニュースレター等で公表いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。また、携帯電話は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会の進行についてご説明いたします。

本日は、まず最初に、事務局より河川整備計画【素案】等についてご説明をさせていただきます。その後、皆様からご意見・ご質問を頂くこととしております。全体で2時間を予定しており、長時間ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、後日、新たなご質問やご意見がある場合には、本日お手元に配布させていただきましたニュースレターのはがきの意見記入欄やメール等によりご意見・ご質問をお寄せいただきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして会を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の安達よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

○安達所長 高知河川国道事務所所長の安達でございます。

本日は、お忙しい中、ご参加いただき、大変ありがとうございます。

また、日ごろは、清掃活動等、住民の皆様には、何かとご協力をいただいておりますことに重ねてお礼を申し上げます。

現在、一級水系仁淀川の河川管理者でございます四国地方整備局と高知県は協働で仁淀川水系河川整備計画の策定に向け検討を進めておるところでございます。

河川整備計画というものは、今後概ね30年間の具体的な河川整備の内容を示すものでございます。

検討を進めていくにあたりまして、やはり流域の方々のご意見を踏まえることが大切と考えております。今年の1月に第1回流域住民の意見を聴く会を開催させていただきました。そして、今回が第2回目の会ということになります。お手元の冊子のほうには、「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」とございます。第1回の会では、そのかっこ書きが【素案】といったものを示させていただきました。この【修正素案】というのは、【素案】に対して頂いた意見を踏まえ作成したものでございます。本会合は、【修正素案】について皆様のご意見をお聴きするものでございます。第1回の会合に参加されなかった方や、今回初めて仁淀川水系河川整備計画をご覧になれる方もおられるかと思っております。本日は、そういった方もご遠慮なくご発言いただけたらと思っております。皆様方の忌憚のないご意見を頂けることをお願い申しまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

1) 仁淀川流域住民の意見を聴く会の進行について

○司会 では、続きまして、お手元に配布しました資料の2枚目でございますが、「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い」をご覧ください。本日の会の開催目的や運営方法等について記載したのですが、これを今から読み上げさせていただきます。

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」の参加者の皆様へ開催にあたってのお願い

1. はじめに

「仁淀川流域住民の意見を聴く会」は、仁淀川水系河川整備計画の策定にあたり、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】に対し関係住民の方々から意見を聴くことを目的として国土交通省四国地方整備局及び高知県が開催するものです。

以後、仁淀川流域住民の意見を聴く会を“同会”と、同会の参加者を“参加者”と称します。

2. 参加の方法

参加者は、原則として仁淀川流域の市町村（高知市・土佐市・いの町・日高村・越知町・佐川町・仁淀川町）に在住の方とします。

3. 意見の表明

参加者は、時間の許す範囲内において同会の中で仁淀川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。

このとき、意見表明者の方は、お名前・お住まい（市町村名まで）をおっしゃった後に発言をしてください。

なお、匿名希望の場合は、その旨を表明したうえで、発言していただくことも可能です。

4. 他者の意見の尊重

参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げたり、誹謗中傷などを行わないようお願いいたします。

5. 進行秩序の確保

参加者は、同会を円滑に進めるため御協力をお願いします。又、会議の妨げとなるような行為は慎んで下さい。

なお、会議の秩序を乱したり、進行の妨げとなるような行為を行った場合には、事務局より退室をお願いすることがあります。

6. 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、同会の運営・進行等で主催者が得た個人情報は、秘匿します。

7. 四国地方整備局及び高知県の責務

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。

国土交通省四国地方整備局及び高知県は、同会で表明された意見を取りまとめ、仁淀川水系河川整備計画策定にできる限り反映します。

事務局：国土交通省四国地方整備局
高知県

以上のとおりです。会の運営等にご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第の3の議事2)仁淀川水系河川整備計画策定についてと、3)仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についての説明を事務局より一括して行います。

2) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

○事務局（国交省） どうも皆さん、はじめまして。事務局の高知河川国道事務所河川担当副所長をしております高井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】につきましてお手元の資料の2番に基づきましてご説明させていただきます。資料と全く同じものが前の画面のほうで映し出されますので、そちらもまたご参考に見てください。

では、座って説明させていただきます。

河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

まず最初に、河川整備基本方針と整備計画についてでございますけど、基本方針といいますのは、長期的な河川整備の基本的な方針とか考え方を定めたものでございまして、それに対して河川整備計画と申しますのは、基本方針をベースに概ね20年～30年後の河川整備の目標を明確にするとともに、具体的な河川整備の計画を定めたものでございます。下のほうに一応イメージを描いてございますけど、概ね20年～30年の河川整備計画、これを段階的に実施することによりまして基本方針レベルまで整備水準を上げていこうというようなイメージでございます。

【仁淀川水系河川整備計画】検討の進め方

次に、河川整備計画策定の大きな流れでございます。

大きく、左から、基本方針の策定。そして、【素案】の公表。それから、【修正素案】の公表。それから、整備計画【案】の公表。それから、最終的に、整備計画の策定といったこのような段階を経て策定をしております。

現在の状況でございます。

昨年の12月に整備計画の【素案】を公表いたしております、第1回目の意見聴取会、また、パブリックコメントによりましてご意見を頂きまして、その意見を基に【修正素案】、これを作成しまして、7月の12日に公表いたしております。

本日の会では、この【修正素案】に対する第2回目の意見聴取会でございます。

【仁淀川水系河川整備計画策定に係る意見の聴取】

次に、意見の聴取でございますけど、河川法の第16条に基づきまして、学識経験者、流域住民、また、流域市町村長の意見を聴くこととなっております。

流域学識者会議でございます。委員の先生は、「治水」、「利水」、「環境」、「歴史文化」、「経済」等、幅広い分野から10名の委員の先生を選んでございます。

それから、流域住民の意見を聴く会でございます。仁淀川流域及び想定氾濫区域の市町村に住んでおられる住民の皆様からご意見をお聴きします。

それから、流域市町村長の意見を聴く会でございますけど、流域及び想定氾濫区域市町村長の2市4町1村長（高知市、土佐市、いの町、日高村、佐川町、越知町、仁淀川町）からご意見をお聴きします。

それから、パブリックコメントでございますが、流域住民から意見を聴取するという手法でございます。整備計画の【素案】および整備計画【修正素案】につきまして郵送またはFAX、ホームページ、電子メール等でご意見を募集をいたしております。

それから、情報の公開・共有でございます。ニュースレターの発行とかホームページの開設、あるいは、事務所情報コーナーの開設等により幅広い広報活動を行いまして、情報の公開・共有に努めております。

■河川整備計画に関する広報について

それから、河川整備計画に関する広報でございますが、流域市町村を対象に新聞折込や関係自治体等にニュースレターを配布しまして、幅広く意見を聴取しております。

ニュースレターにつきましては、平成25年の1月に第1号を出してございまして、この7月に第2号を出してございます。

それから、公表資料につきましては、仁淀川水系河川整備計画ホームページに掲載してございます。また、国土交通省、高知県、それから、関係自治体に閲覧場所を設置しまして資料の公表を行ってございます。

■様々な方々からの意見を聴く会（第1回）の実施結果

それから、第1回の意見聴取会でございますけど、流域学識者会議につきましては、平成25年1月22日に高知共済会館で開催しております。

それから、仁淀川流域住民の意見を聴く会につきましては、平成25年1月26日から1月27日にかけて、日高村、佐川町、土佐市の3会場にて開催いたしてございまして、3会場で44名の参加がございました。

それから、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会でございますけど、25年の2月7日に日高村のほうで開催いたしてございます。

■意見を聴く会の実施状況

これが、第1回意見聴取会の実施状況の写真でございます。

■ご意見の整理について

頂いたご意見の整理でございます。

整理にあたりましては、会議録、あるいは、パブリックコメントで頂いたご意見を事務局で整理・要約しております。

同様のご意見と判断したものにつきましては、テーマごとに分類しまして、四国地方整備局および高知県の考え方を示し、【修正素案】への反映内容を示しております。

■各会場のご意見数

それから、各会場でのご意見数です。

仁淀川流域学識者会議では32件の意見を頂いております。そして、流域住民の意見を聴く会でございますけど、3会場で合わせまして53件の意見を頂いております。それから、流域市町村長の意見を聴く会でございますけど、29件の意見を頂いております。合わせて114件の河川整備計画【素案】に関するご意見を頂いております。

■パブリックコメントによるご意見提出数

次に、パブリックコメントによるご意見数ですが、はがき、電子メール、それから、意見記入用紙、FAX等にて合わせて257件のご意見を頂いております。先ほどの意見聴取会でのご意見を含めまして合わせて371件ものご意見を頂いております。

■分類別ご意見数

これらのご意見の内容を分類分けした結果でございます。

大きく、河川整備計画【素案】に関するご意見が351件、それから、仁淀川全般に関するご意見、質問等が20件ございました。

河川整備計画【素案】に関するご意見のうち、治水に関するご意見は194件、それから、環境に関するご意見が70件、管理に関するご意見が67件ございました。

■ご意見・ご質問のテーマ分類

先ほどの分類別ご意見をさらに細分化しまして、事務局のほうで全部で38のテーマ分類をしております。

3) 仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局（国交省） それでは、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について説明をさせていただきます。

まず最初に、仁淀川の概要についてご説明をいたします。次に、【素案】に対する第1回意見聴取会およびパブリックコメントで頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】で反映した事項についてご説明いたします。

修正箇所につきましては、アンダーラインや見え消しで表記しております。

頂いたご意見・ご質問の中で【修正素案】に反映してない事項につきましては、配布しております「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方」についての中で理由等を付しておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

仁淀川の概要

■流域の概要

仁淀川の流域の概要でございます。

愛媛県、高知県の2県にまたがり、流域面積が1,560km²。四国では、吉野川、渡川に次ぐ3番目に大きな河川でございます。

源流は愛媛県に位置する西日本最高峰の石鎚山で、幹川流路延長は124kmとなっております。

■地形

流域の地形でございます。

上流域は面河溪谷のV字谷に代表されるような非常に急峻な地形でございます。

中流域も山地で構成されておりますが、支川沿いに扇状地性の低地あるいは砂礫台地等が見られております。

下流域につきましては、日下川、宇治川、波介川に見られるように、東西から支川が合流してございまして、これらの支川沿いに平野が形成されております。これらの平野につきましては、仁淀川から遠くなるほど低い地形となっておりまして、古来より慢性的な水害に悩まされてきた歴史がございます。

■気象

気象でございます。

流域の降水量は年平均2,500mm程度。全国平均の約1.6倍でございます。全国有数の多雨地帯となっておりまして、年間降雨の約4割が台風シーズンでございます7月から9月にかけて降ります。また、中流域と下流域のほうが特に雨が降る特徴がございます。

■人口

それから、流域の人口でございますけど、昭和40年ごろは約14万人でしたが、平成22年には10万人を割り込んでおります。特に、上流域の町村は半減しているような状況でございます。

■土地利用等

流域の土地利用は、大半が森林でございます。平地は上中流域の盆地または下流の支川沿いに広がっておりまして、多くは農地として利用されております。

■産業

産業は農林業が主体です。

下流域では古くから製紙業が盛んでございます。

また、電解コンデンサ用セパレータの世界シェア70%を占める企業もございます。

【修正素案】に反映事項

続きまして、仁淀川水系河川整備計画【素案】に対して頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】に反映した事項をご説明いたします。

河川整備の基本理念

まず、河川整備の基本理念に関するご意見でございますが、仁淀川の自然環境は大変素晴らしいものがありまして、高知県のみならず国の宝であることを踏まえ、加筆してほしいといったご意見。

また、「潤いがある」等の地域活性につながる内容としてほしいといった意見。

また、「里山の原風景を残す」「川と関わる伝統的な生活文化の継承」「河道／川岸を自然に近い状態で残す」「豊かな生態系を保全する」という内容を踏まえ整備計画を策定していただきたいといった意見がございました。

対応としましては、ご意見を参考に、日本を代表する清流仁淀川の特徴を盛り込んだ基本理念に修正いたしております。

目標

次に、目標に関するご意見としまして、仁淀川の何を守るべきかということをもう少し明確にあったほうがいいのではないかとご意見がございました。

これにつきましても、ご意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

水質

次に、水質に関するご意見でございます。

流域住民の方に水質問題の理解を得るためには、広報誌やホームページで仁淀川の良さを随所に盛り込んでいくことが重要であるといった意見。

また、「奇跡の川」とか「宝」といったことは身近な人にとってはなかなか意識が持ちにくいので、ほかの河川との比較をすることで、地元の方もあらためて仁淀川の良さを理解できると思うといった意見がございました。

これらの意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

補足としまして、国および高知県共に、今後においても、仁淀川の水質の良さを広報誌やホームページ等を活用して発信してまいりたいというふうに考えております。

【修正結果】

【修正素案】の修正結果でございます。

【修正素案】の98ページの「3-1 河川整備の基本理念」の中の仁淀川水系河川整備計画の基本理念としまして「清流・安全・親しみやすい川づくり」というふうに修正してございます。

同じく98ページの「豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全」の2段落目でございます。「全国有数の清流を育んでいる」という内容で追記しております。

また、3段落目でございますけど、「動植物を育む豊かな清流を活かす川づくりを目指す」という内容に追記・修正いたしております。

それから、同じく【修正素案】98ページでございますけど、「豊かな自然とふれあうことのできる川づくり」の1段落目で、「豊かな自然に人々が魅せられ、地域住民や県内外からの水遊びやキャンプ」という内容に追記・修正いたしております。

また、2段落目に「誰からも愛され伝えられる」という内容を追記・修正しております。

治水対策の目標

次に、治水対策の目標に関するご意見としまして、高知県管理区間の支川において、治水安全度の表現をもっと前向きな表現で記載してほしい。

高知県管理区間の波介川で、「一定の安全度が確保されている」と書かれているが、被害が起きないという誤解を招く表現になるのではないかといった意見がございました。

対応としましては、ご意見を参考に、波介川については、さらなる浸水被害低減に向けた対策が必要であることから、【修正素案】でその旨を記載いたしました。

また、課題として流下能力の向上が必要である旨、治水安全度向上に向けて取り組む旨を記載いたしました。

【修正結果】

修正結果でございます。

【修正素案】の47ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」の「i) 波介川」の1段落目から2段落目にかけて「一定の治水安全度が確保されているものの、さらなる浸水被害の低減のために、流下能力の向上に向けた対策を行う必要がある。また、」という内容を追記・修正いたしました。

同じく【修正素案】の114ページでございますけど、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「i) 波介川」の1段落目に「一定の治水安全度が確保されているが、浸水被害軽減のため、さらなる治水安全度の向上に向けて取り組んでいく」という内容を追記いたしました。

支川の改修

支川の改修に関するご意見としまして数多くのご意見を頂いておりますが、これら要約をしますと、柳瀬川の合流点付近の浸水被害に対して、柳瀬川の早期改修と仁淀川の改修を実施してほしいというご意見と考えております。

対応としまして、柳瀬川流域では、本川からの背水被害の課題があることは認識しております。しかし、柳瀬川の流下能力は極めて低く、それによる浸水被害も多発していることから、当面は柳瀬川の流下能力の改善を図る必要があると考えております。

なお、仁淀川の背水の影響については地域の課題であることから、将来的に対応が必要であることを踏まえ現状の課題としてその旨を記載いたしました。

【修正結果】

修正結果でございますけど、【修正素案】の35ページより、「2-1-2 治水事業の沿革」の「7) 柳瀬川」の1段落目に「柳瀬川は、川幅が狭小で流下断面が不足していることや、下流部に広がる平地は地盤高が低く、仁淀川の背水による影響を受けやすい」という内容を追記・修正いたしました。

また、3段落目に「柳瀬川本川、支川春日川、斗賀野川、西山川等の延長35.8kmが整備されたが、下流部で未改修となっていることから浸水被害が未だに頻発しており、越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」という内容を追記いたしました。

【修正素案】の49ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」で「⑦柳瀬川」の第1段落目でございますけど、「河道の流下断面が著しく不足していることから」という内容を追記いたしております。

護岸整備

次に、護岸整備に関するご意見でございます。

中の谷川および南の谷川の護岸整備の要望。

それから、南の谷川ポンプ場付近の改善をお願いしたいといった意見を頂いております。

これに対して、南の谷川は改修済みですが、支川の中の谷川については未改修箇所が残っていることから、【修正素案】に追加いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の31ページより、「2-1-2 治水事業の沿革」、「(7) 支川【高知県管理区間】の対策」に「4) 中の谷川」を追加いたしております。

それから、【修正素案】の48ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」の「5) 支川【高知県管理区間】」に「④中の谷川」を追加いたしました。

【修正素案】117ページでございます。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「1) 洪水を安全に流下させるための対応」に「④中の谷川」を追加いたしました。

それから、【修正素案】の144ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」、「1) 洪水を安全に流下させるための対策」に「④中の谷川」を追加いたしました。

それと、また、同じページに整備箇所を示した平面図も追加しております。

浸透対策

次に、浸透対策に関するご意見としまして、地下水に影響が出ないような浸透対策をお願いしたいとのご意見を頂いております。

対応としましては、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適な工法を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の128ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「4) 浸透対策」の2段落目に「なお、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適な工法を検討する」という内容を追記いたしました。

河道整備における配慮事項

次に、河道整備における配慮事項に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、これらを要約いたしますと、高知県管理の支川改修について、貴重種等の動植物の生息環境に配慮してほしいというご意見と考えております。

対応としましては、ご意見を参考に、環境へ配慮した計画となるよう、「河川整備の実施に関する事項」に記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の133ページの「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「②波介川」の「i) 火渡川」の2段落目に環境配慮事項等、追記いたしました。また、整備イメージにつきましても環境配慮を踏まえ修正しております。

同じく【修正素案】の135ページの「ii) 長池川」でございます。こちらも同じように2段落目に環境配慮事項の追記。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正しております。

【修正素案】141ページで「③奥田川」。奥田川につきましても、2段落目に環境配慮事項の追記と、整備イメージ図も修正いたしております。

それから、【修正素案】の146ページの「⑤日下川」でございます。日下川につきましても、2段落目に環境配慮事項を追記しました。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正しております。

それから、【修正素案】の149ページの「⑥柳瀬川」。こちらにつきましても、2段落目に環境配慮事項の追記と、あと、整備イメージ図の修正をしております。

親水箇所の整備

続きまして、親水箇所の整備に関するご意見としまして、加田地区に人が憩えるような親水公園を整備してほしい。

また、加田河川敷のキャンプ場を整備してほしいといったご意見を頂いております。

対応につきましては、加田地区については、今回の河川整備計画において堤防整備を行うこととしております。なお、ご意見を参考に、空間利用のさらなる向上の観点から修正いたしました。

また、親水公園等につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】123ページより、「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「(1) 仁淀川」、「(1) 洪水を安全に流下するための対策」の「①堤防の整備」の堤防整備イメージ図に整備の説明内容としまして「なお、河道掘削は空間利用の更なる向上や洪水時における本川の水位低下及びそれに伴う支川の排水能力向上の観点を踏まえ、関係自治体と調整しながら一部破線での掘削を行う」という内容を追加いたしております。

親水箇所の整備

続きまして、親水箇所の整備に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、神母樋門上流の仁淀川右岸付近に親水公園等の整備をお願いしたい。

江尻堤防付近の樁の保全をお願いしたいといったご意見と考えております。

対応につきましては、ご意見を参考に、神母樋門上流（江尻地区）の空間利用について記載いたしました。

また、親水公園につきましては、関係自治体等と調整を図り検討してまいりたいと考えております。

補足ですが、樁につきましては、流水の支障や維持管理上の妨げにならない限り、極力残してまいりたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】の155ページの「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」で「(3) 河川空間の利用」の1段落目に具体的な箇所として「江尻箇所等において」を入れてございます。

それから、「自治体や地元住民等と連携して仁淀川の空間的特色や歴史的特色等を活かした整備をはじめ」という内容を追記いたしました。

瀬淵の創出

それから、瀬淵の創出に関するご意見として、高知県管理区間の上流域の瀬や淵の創出の要望がございました。

対応としましては、ご意見を参考に、国管理区間だけでなく県管理区間や支川も含め、瀬や淵の保全に取り組むこととし、修正いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の152ページより、「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「1) レキ河原等の保全」の1段落目の「仁淀川の国管理区間」という記載を「仁淀川は」ということで、「国管理区間」は削除しております。

それから、また、2段落目に「このため、国及び県は」という内容を追記いたしております。

施設維持管理

続きまして、施設の維持管理に関するご意見としまして、奥田川の排水ポンプ場の維持管理についての要望がございました。

対応につきましては、県管理の奥田川排水機場については現在、修繕を実施しております。

ご意見を参考に、県管理施設の維持管理について記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の162ページの「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「5) 施設の維持管理」に高知県の施設の維持管理に関する内容を以下のとおり追記をいたしました。

土砂管理

次に、土砂管理に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたし

ますと、土砂収支を把握するための調査研究、また、土砂管理に対する対策とか検討をお願いしたいというふうな意見が出ております。

対応につきましては、これまでも土砂管理について検討をしてきておりますが、現状では、定性的な評価にとどまっております。このような状況の中で具体的な対策を行うことは困難と考えており、今後、河道および河口砂州、海岸汀線の変化状況やダム堆砂状況等の把握を行い、適正な土砂管理を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】43 ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」、「1) 仁淀川」、「⑥土砂管理への対応」の2段落目に「また、仁淀川の河口は、太平洋側からの波浪を受け、沿岸漂砂の堆積と河川流出土砂の堆積により砂州が発達し、古くから河口閉塞が発生している。近年でも河口閉塞が発生しており、アユ等の魚類の遡上・降下に対する移動阻害や、仁淀川本川の堰上げによる新堀川、波介川の排水不良が懸念される」という内容を追記いたしました。

また、4段落目に「桐見ダムの堆砂量が計画より増加している状況であるため」という内容を追記・修正いたしました。

また、5段落目には、「このため、河道、河口砂州及び」という内容を追記いたしました。

【修正素案】の62 ページでございます。「2-1-3 治水の現状と課題」、「(3) ダム管理」に「2) 洪水調節【高知県管理区間】」の「①桐見ダム」を追加いたしました。

また、【修正素案】の63 ページより、「(3) ダム管理」に「4) 貯水池管理【高知県管理区間】」の「①桐見ダム」を追加いたしました。

それから、【修正素案】111 ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「9) ダム管理」の2段落目に「定期的なダム堆砂量の状況を調査するとともに」という内容を追記いたしました。

「10) 総合的な土砂管理」の1段落目に「河道掘削箇所での土砂の再堆積、樹林化等の進行、河口砂州の閉塞」という内容を追記いたしております。

それから、【修正素案】の119 ページでございます。3-4の「洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」に「2) ダム管理」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の156 ページ、「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「1) 河道の維持管理」の1段落目に「局所洗掘の発生箇所や土砂の再堆積が懸念される箇所等について、重点的に河川巡視やモニタリングを実施する」という内容を追記いたしました。

それから、【修正素案】の167 ページでございます。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(3) ダムの維持管理【高知県管理区間】」、「1) 桐見ダム」を追加いたしました。

それから、【修正素案】の174 ページより、「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発

生の防止又は軽減に関する事項」の「(6) 総合的な土砂管理」の1段落目に「仁淀川の土砂動態については、大きな問題は生じていないが、上中流部でのダムの堆砂、下流部の局所洗掘や河道掘削実施箇所での再堆積等の河床変動、河口閉塞の発生、高知海岸の浸食等の課題がある。このため、」という内容を追記いたしました。

大規模地震に伴う河道閉塞

次に、大規模地震に伴う河道閉塞に関するご意見としまして、大規模地震に伴う河道閉塞発生時の対応・対策の記載をお願いしたいというご意見を頂きました。

対応につきましては、ご意見を参考に、危機管理対策として大規模地震等による河道閉塞（天然ダム）の対応を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の64ページの「2-1-3 治水の現状と課題」、「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の1段落目に「さらに、山腹崩壊により河川に天然ダムが発生した場合への早急な対応・対策を目的とした訓練も必要である」という内容を追記いたします。

【修正素案】の111ページより、「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「8) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の2段落目に「さらに、山腹崩壊等により河川に天然ダムが発生した場合は、甚大な被害につながるおそれがあるため、早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」という内容を追記いたしました。

【修正素案】の169ページより、「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「2) 地震及び洪水・津波への対応」の3段落目に「大規模地震による津波災害や山腹崩壊による河川への天然ダムの発生を想定し、対策工法の検討や、資機材の調達方法を含む」という内容を追記・修正いたしました。

その他意見

続きまして、その他に関するご意見として、仁淀川を対象としたさまざまな計画（宇治川の河川整備計画とか仁淀川清流保全計画等）が策定、または、策定されようとしているのかといった意見。

また、本整備計画とはどのような関係にあるのか整理してはどうかというご意見を頂いております。

対応につきましては、ご意見を参考に、仁淀川水系を対象とした各種計画を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の108ページより、「3-3 河川整備計画の対象期間等」の3段落目に「なお、本整備計画は、仁淀川水系に関連する各種計画と整合を図りながら実施するものとする」という内容を追記いたしました。

また、同じページの表-3.3.1に「仁淀川水系に関する各種計画」を追加いたしました。
追加河川について（高知県管理区間）

続きまして、追加河川につきましては高知県管理区間でございますので、高知県のほうから説明を申し上げます。

○事務局（高知県） 県土木部河川課の補佐の竹崎です。よろしくお願いします。

私のほうからは、【修正素案】で追加しました県管理区間、4つの河川の説明をいたします。

追加しました河川は、土佐市を流れます『新堀川』、『末光川』、『渡し上り川』、いの町を流れます『中の谷川』です。

座りまして整備内容等を説明させていただきます。

新堀川

まず、【修正素案】28・47ページに記載してございます新堀川です。

■現状と課題

新堀川は、仁淀川支川のうち最も下流で本川に合流する河川でございます。低平地を流れる河川であることから、河床勾配は極めて緩い。仁淀川の背水の影響を強く受けるという特徴がございます。

治水事業は、昭和51年から下流部で局部改良事業を着手しまして、昭和52年には内水対策として新居排水機場を整備しました。この排水機場は、平成4年にはポンプ増設され、その後、平成17年から排水機場は国管理となり、改良工事等を実施してございます。

課題は、上流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】の114ページです。下のほう、流量配分図のほうもご覧ください。

新堀川の目標は、年超過確率1/5規模の洪水を対象として、仁淀川合流点における河道整備流量は55m³/sでございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■実施内容

次に、【修正素案】の131ページです。実施内容になります。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図のほうを見ていただきまして、緑色で示しておりますのが河口から2.1km付近の標準的な断面ですが、川岸には護岸は設けず、約2割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況・水量を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めてまいります。

波介川支川 末光川、渡し上り川

次に、【修正素案】29ページ、47ページに記載してございます波介川支川の末光川、渡し上り川です。

■現状と課題

波介川支川のこれら2つの河川は、波介川本川に比べて流下能力が低くなっています。末光川は、平成4年に局部改良事業に着手したものの、整備には至ってございません。渡し上り川は、平成7年に事業の採択を受け、整備を行ってございます。両河川とも流下能力が低いことから、平成16年、17年に浸水被害が発生しております。課題は、波介川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】116ページです。下のほうの流量配分図もご覧ください。

末光川と渡し上り川の目標でございます。

両河川とも、波介川と同程度の年超過確率1/3規模の洪水を対象とし、最下流部の波介川合流点における河道整備流量は $20\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■実施内容

次に、【修正素案】137・139ページです。実施内容でございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間におきまして河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断面図、緑色で示してございます。河口から0.5km付近の標準的な断面でございます。川岸には護岸を設けず、約2割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めてまいります。

中の谷川

最後に、【修正素案】31ページ、48ページに記載しています中の谷川です。

■現状と課題

中の谷川は、いの町大内地区で仁淀川に合流します南の谷川の支川です。低奥型の地形で河床勾配が極めて緩うございます。仁淀川の背水の影響を強く受ける河川です。

中の谷川は、昭和54年から局部改良事業に着手しておりまして、下流の240mおよび上流区間の320mの改修が完了してございます。

内水対策として昭和55年に国により南の谷排水機場が整備されています。

課題は、中流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の流下能力を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次、【修正素案】117ページ。中の谷川の目標です。下のほう、流量配分図も見てくださいながらお願いします。

中の谷川は、年超過確率1/5規模の洪水を対象としまして、最下流部の南の谷川合流地点における河道整備流量は $43\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止いたします。

■実施内容

【修正素案】の144ページです。実施内容でございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保いたします。

整備イメージの横断図、緑色で示してございますのが河口から0.7km付近の標準的な断面でございますが、ここは流速の関係もございまして、5分の護岸工としてございます。

また、整備にあたっては、河床に現況と同様の滞筋を設け、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めてまいります。

以上、高知県管理区間におけます追加河川の説明でございました。

【修正素案】に対します事務局からの説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

4) 質疑・応答

○司会 はい、ここからは、皆さまよりご意見・ご質問を頂くこととなります。

ご質問・ご意見を頂くに際しましては、お願いがございます。

まず、発言される前には挙手をお願いいたします。そうしましたら、司会の私からご指名をさせていただきます。係の者がマイクをお持ちいたします。マイクがお手元に届きましたら、居住地の市町村名とお名前をおっしゃっていただいて発言をお願いいたします。お住まいやお名前につきましては、流域のどこの方のご意見かを特定するために使わせていただきます。ホームページやニュースレター等に公表する際には、お名前を除いた形で公表いたします。それから、発言は速記録を取っておりますので、マイクを通してのご発言をお願いいたします。円滑な議事進行のためにご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、ご質問・ご意見をお受けしたいと思っております。ご質問・ご意見があります方は、挙手をお願いいたします。

はい、よろしくお願いいたします。

○質問者1 いの町の●といたします。

仁淀川でたくさんの方が今日も遊んでおりますが、仁淀川の流域にライブカメラというものを付けてもらったら大変ありがたいんですが。

○司会 事務局、回答をお願いいたします。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所です。

事務所のホームページを活用し河川事業等を紹介しているところですが、今、ご指摘ありました仁淀川のライブ映像はまだ配信しておりません。今後検討し、順次設置できればと考えておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○質問者1 計画があるのでしたら、できれば上流から下流まで何カ所かつくっていただければと思います。

○事務局（国交省） 分かりました。検討させていただきます。

○司会 よろしいでしょうか？

ほかにご意見・ご質問ございませんでしょうか？

○質問者2 日高村の●と申します。

日高村での意見を聴く会でもう申し上げたところですが、日高村の河川改修、現在、取り組んでいただいておりますけれども、進捗状況、特に下流域は全く手が付けられていないということで、お願いをしましたら、これへいろいろと書いてくださっております。どこでもそうかもしれませんけれども、前にも申し上げたかと思いますが、日高村の場合、300数十年前にこの仁淀川本流に八田堰・鎌田堰ができてから、本当に悲惨な状況がずっと続いてまいりました。放水路をつくっていただいたり、さまざまな取り組みをしていただきまして、おかげさまで改善はされたわけでございますけれども、もうここらへんでいいかげんに地元の住民としてそういった水害との縁を断ち切りたい、そういった願いが非常に深刻なのでございます。私も、地域住民として、また、地権者としてできる限りのご協力はさせていただきたいと思っておりますので、ぜひとも早い時期に日下川、特に下流域の改修に取り組んでいただきたい。切にお願いをしておきたいと思っております。

また、親水公園のことについて触れていただきました。誠にありがたいことですが、今、申し上げました下流域の改修と併せて、なるべく早い時期に取り組んでもらえないだろうか。300数十年の間、水害に耐えてきたわけでございますので、それに対するねぎらいというわけではございませんけれども、何とか早急に実施していただきますように心からお願いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○司会 事務局、お願いいたします。

○事務局（高知県） 貴重なご意見ありがとうございます。

この資料1の「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方の8ページのほうに回答のほうが出ておるところでございます。67番目、日高村、水害に悩まされてきた地域として、日下川下流域の改修を早急に進めていただきたいと。考え方のほう書いてございます。日下川の改修については、今回の河川整備計画に記載をしてございます。事業実施に当たっては、ご意見、今回頂いたご意見もなお参考にしまして、なるべく早く事業に着手できますよう進めてまいりたいとこのように考えてございます。よろしくお願いたします。

○事務局（国交省） 現在、日下川の合流点の神母樋門に排水ポンプ車が据わるためのヤードや釜場の整備を進めております。内水が氾濫した際には、排水ポンプ車を配備しまして、早期に内水排除ができるように、日高村から要望がございましたら、直ちに出勤できるような体制を現在、図ってございます。

以上でございます。

○事務局（国交省） あともう1点ご意見ございました日下川と仁淀川の合流点の江尻箇所での親水公園の整備についてですが、今後、日高村と調整しまして、具体的な計画を詰めていければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○司会 ほかにご質問・ご意見等々ございませんでしょうか？せっかくの機会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ご意見・ご質問、ございませんでしょうか？

○事務局（国交省） せっかくの機会ですので、何かご意見等ございませんでしょうか？

そうしましたら、先ほど配布しました「仁淀川ニュースレター Vol12」という資料を見ていただけないでしょうか。

現在、7月16日から8月16日の間、パブリックコメント、皆さまから意見を聴くという取り組みを行っております。中にはがきが入っております。このペーパーの中に、この後ろ、はがきの後ろにご意見等々、ご質問等書いていただく欄がございます。本日、ご意見、ご質問等ないようございましたら、またご自宅に帰られまして其他のご意見ございましたら、このはがきに書いていただきまして投函していただけるようよろしくお願いいたします。

○事務局（国交省） せっかくの機会でございますので、本当に何かございましたら、ご質問等頂ければ、われわれ事務局のほうで回答できる分、したいと思っております。よろしく申し上げます。

○質問者2 すみません、日高村の●ですが。

先ほど申し上げました日下川下流域、ここは、日下川・戸梶川から上流についてはよく枝切りをやって水流が阻害されないように毎年やっておるわけですけれども、それから下については全く手が付けられておりません。河川部分にいろいろ木が生えたりしまして、これは流れをかなり阻害するんじゃないかなというふうに思いますけれども、できればそういった竹木を伐採し、撤去をするというような、何年かに1回でよろしゅうございますので、そういった取り組みはできないものかというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○司会 では、事務局、お願いいたします。

○事務局（高知県） 県管理区間の河川の維持管理に係るお話だと理解してございます。

まず、整備計画の修正素案の156ページに河川の維持管理につきまして記載がございます。

高知県管理区間では、河道については、流下断面の維持及び局所洗掘等による災害の発生の防止の観点から、関係機関と連携を図りながら、河道の整正や樹木伐採等、適切な維持管理を実施していくと整備計画に記載してございます。

あと、ご意見に対する直接的な回答としましては、河道内の樹木については、現状を把握させていただいて、河川管理上支障となる恐れがある場合は、伐採等、対応をしていきたいと考えてございます。

この意見につきましては、お手元の資料-1の考え方の資料、21ページの283の横のほ

うに考え方として整理をしてございます。よろしくお願いいたします。

○司会 そのほか、ご質問・ご意見ございませんでしょうか？

はい、よろしくお願いいたします。

○質問者3 いの町の●と申します。

県が管理しております奥田川の治水対策事業ということで、この間、3月31日に親水公園を管理しております県有地へいの町が町費を投じて1,600万ぐらいで奥田川親水公園をつくりました。そこの脇へ38本の桜を河道面ではなくて内水の内面といいますかね、河道から外れた逆の方向の内陸のほうへ、某会社のほうから寄贈いただきまして、植えました。それが、多分、河道じゃないので、今後、伐採されるというようなことはないかと思いません。

それで、もう1つ、下流域、その奥田川親水公園の下流域、または、その上流域で地権者の了解が得られれば、桜並木といいますか、桜を護岸の反対側へ植栽できるのかどうか、それをひとつお聞きしたいという点と、もう1点、奥田川親水公園を今後管理していく上において、いの町が一括管理ということで地元の「奥田川親水公園の会」というのが発足しております。そこへ委託をしておりますけれども、年間5万円頂けるようにいの町からそういう話を頂いておりますけれども、県有地であります高知県については、どれぐらい管理費を出す予定があるのかないのか、それも併せてお願いします。

○事務局（高知県） 親水公園の奥田川の下流域に同じように桜を植えることが可能かということでございます。まず、これは堤内地のほうに盛土をしまして、堤防等に支障の範囲内であれば、桜を植えることは可能になってまいります。「桜づつみモデル要領」というような基準がございますので、具体は県の土木なり河川課のほうにお問い合わせいただいたら判断ができるかと思えます。

もう1点、県について一括管理、桜の管理等、地元の活動に対してどのような支援ができるかという点ですが、「リバーボランティア制度」という制度がございまして、活動してる団体、ご登録いただいたら、活動に必要な経費等をお手伝いできる場合がございますので、この点も具体的な活動されてるメンバーの数とか、活動されてるエリア等を県のほうにご相談いただいたら、支援できる内容が分かるかと思えますので、よろしくお願いいたします。

○司会 よろしいでしょうか？

ほか、ご質問・ご意見ございますでしょうか？ございませんでしょうか？

それでは、会場からご質問・ご意見、出尽くしたようでございます。

それでは、これでこの会、いったん終了させていただきます。

4. 閉 会

○司会 ご参加いただきました皆さまにおかれましては、追加等々のご質問・ご意見等々がございましたら、本会場の後方に準備しております意見回収箱に17時10分ごろまでを

目安にご投函いただきますようお願いいたします。また、後日、ニュースレターにありませんはがきをご利用いただきまして投稿いただきますようよろしくお願いいたします。

また、事務局につきましては、定刻まで時間がございます。これから来場される方がいらっしゃるかもわかりませんので、事務局につきましては、自席でそのまま待機をお願いいたします。

ご参加いただきました皆さまにご退席いただき結構でございます。

本日は、ありがとうございます。

(以降、来場者に備え定刻まで待機を実施)

○司会 それでは定刻となりましたので、第2回 仁淀川流域住民の意見を聴く会【いの町会場】を終了いたします。